

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則 (新設)</p> <p>(是正措置等) <u>第15条</u> (略)</p> <p>(事務) <u>第16条</u> (略)</p> <p>(雑則) <u>第17条</u> (略)</p>	<p>本則</p> <p><u>(調査への協力義務)</u> <u>第15条</u> 役職員等は、前条第1項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。</p> <p>(是正措置等) <u>第16条</u> (略)</p> <p>(事務) <u>第17条</u> (略)</p> <p>(雑則) <u>第18条</u> (略)</p>	

附 則 (経教規程第45号)

この規程は、平成25年11月25日から施行する。